物 品 売 買 契 約 書(案)

西原町教育委員会 教育長(以下「甲」という。)が別表の物品を購入し、 〇×△□株式会社 代表 □△ ×○ (以下「乙」という。)がこれを売 却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

- 第1条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりと する。
 - 1 納入期限 令和 年 月 日
 - 2 納入場所 西原町役場 電算室
 - 3 契約金額 ¥ . 円 (消費税を含む)
 - 4 契約保証金額 契約金額の10%
 - 5 特記事項 -
- 第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に 通知し、物品の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。
- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。
- 3 納入のため持ち込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。
- 第3条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない、検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損 したものは、すべて乙の負担とする。
- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙 は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることが できないものとする。
- 第4条 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。
- 2 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手 直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたと きは、更に届け出て検査を受けなければならない。
- 第5条 納入された物品が、種類、品質又は数量について契約の内容に適合しない場合、乙は無償でこれを修補、代替品又は不足分を甲へ引き渡すことで追完する責任を負うものとする。
- 2 前項の追完責任は、納入の日から1年の間に限る。ただし、その期間中に、甲が契約に適合しないことを知った日が属する場合は、甲は知った日から1年が経過するまでの期間において、乙に請求することができる。
- 第6条 甲は、乙が前条の追完請求に応じない場合、その他この契約から 生ずる義務を履行しない場合には、契約の一部又は全部を解除、若しく

- は、乙に代わり乙の負担において追完又はその執行することができる。 また、このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責 任を負わないものとする。
- 第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
- 2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
- 3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の 遅延賠償金を免除することができる。
- 第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 第2条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し 分割支払することができる。
- 第9条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは遅延日数に 応じ、契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を遅延賠償金とし て甲に納付しなければならない。
- 第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。
- 第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を 伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。
- 第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 第13条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項で も、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行す るものとする。
- 第14条 乙はこの契約条項のほか、西原町契約規則(平成19年西原町規則第5号)を守るものとし、もし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。
- 第15条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地 を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各自 1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 西原町字与那城140番地の1

別表

7112	メーカー	品名/型番	数量	備考
1				
		(以下、余白)		